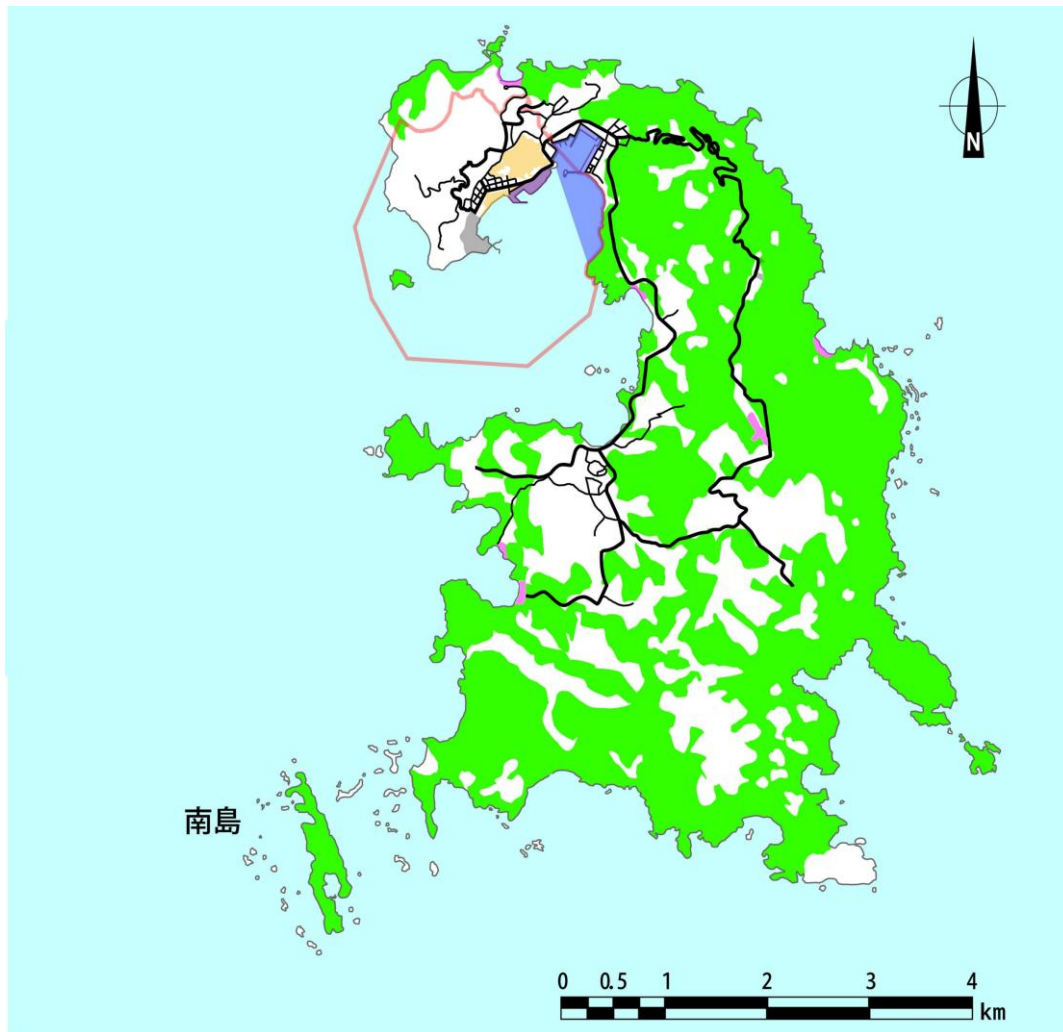


ドローンの離発着、飛行に制限がある区域図



	国有林野 (生態系保存地域)	ドローンの離発着、飛行には5開庁日以上前までに 入林の許可申請が必要 です(裏面をご覧ください)
	国立公園 (園地・歩道)	ドローンの離発着には事前に 園地・歩道の利用届出申請が必要 です(裏面をご覧ください) これ以外にも、父島はほぼ全域が国立公園であるため、ドローンの離発着に伴い工作物新築 や木村伐採等の行為が発生する場合は環境省小笠原自然保護官事務所へ相談が必要(04998- 2-7174)。発生しない場合でも、他の公園利用者の邪魔にならないよう配慮が必要。
	港湾施設	ドローンの離発着、飛行は 原則禁止 されています (レジャー目的での離発着、飛行はできません)
	漁港施設・区域	ドローンの離発着、飛行は 原則禁止 されています (レジャー目的での離発着、飛行はできません)
	都立公園	ドローンの離発着、飛行は 禁止 されています
	防衛関係施設	ドローンの離発着、飛行は 原則禁止 されています (レジャー目的での離発着、飛行はできません)
	防衛関係施設周辺地域	ドローンの離発着、飛行には土地所有者および自衛隊への事前の同意等が必要で す。違反すると罰則等の適用があります
	公有地、民有地	所有者の許可のない離発着、飛行はやめましょう
	都道、村道等	道路からの離発着、道路上の飛行については、事前に小笠原警察署にご相談ください (裏面をご覧ください)
	海上	海上自衛隊基地周辺を除き飛行に制限がある区域はありませんが、周辺の船舶、遊泳者、な らびに海鳥類等に危険がない飛行をしてください。また、鯨類(イルカ・クジラ)の上空を 飛行させる際には小笠原ホエールウォッチング協会(04998-2-3215)の定めるガイドライン を確認してください

【飛行・離発着についての許可申請など 窓口】

国有林野
(入林許可申請)

小笠原総合事務所国有林課
小笠原総合事務所 3 階
TEL 04998-2-2103

※ 申請には 2 週間以上前に事前相談の上、5 開庁日以上前に申請書の提出が必要です（郵送可）

※ 申請には次の書類の添付が必要になります

- ・ 飛行計画書
- ・ 希少鳥獣類への配慮についての専門家への意見照会結果

※ 飛行にあたり森林生態系保存地域に立ち入る際は、入林許可を受けたガイドの同行が必要になります

※ 詳しくは、国有林課にお問い合わせください

国立公園
(園地・歩道)
(園地使用届出申請)

東京都小笠原支庁土木課自然公園担当
小笠原支庁 1 階
TEL 04998-2-2123

港湾施設
(港湾・漁港
使用承認申請)

東京都小笠原支庁港湾課
小笠原支庁 1 階
TEL 04998-2-2015

漁港施設・区域
(港湾・漁港
使用承認申請)

東京都小笠原支庁港湾課
小笠原支庁 1 階
TEL 04998-2-2015

都道、村道等
(事前相談)

警視庁小笠原警察署交通係
TEL 04998-2-2110

防衛関係施設
(許可申請・相談)

海上自衛隊父島基地分遣隊
TEL 04998-2-2027

防衛関係施設周辺地域
(同意等・相談)

海上自衛隊父島基地分遣隊および各土地所有者等